毎勤の結果はいろいろと利用されています ――

- ★ 内閣府の「月例経済報告」(閣議報告)や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
- ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
- ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- ★ 政府の各種審議会の資料(労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等)
- ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料

毎勤Q&A

- Q 所定内労働時間と所定外労働時間の区別が不明確である場合、 調査票にはどう記入したらよいのですか。
- A 把握した実労働時間から、事業所において定められている所定 労働時間を引いた残りを、所定外労働時間とします。
- Q 超過労働給与は、翌月に計算して支給しています。そのため、 所定外労働時間は今月分ですが、超過労働給与は前月分を記入し ています。

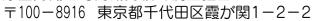
今月の所定外労働時間が0時間であっても、前月分の超過労働給与の支給がある場合、調査票にはどう記入したらよいのですか。

A 所定外労働時間は0とし、超過労働給与は前月分を記入します。 また、備考欄に「超過給与は前月分を支給」と記入してください。

お問い合わせ先

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省毎月勤労統計調査担当



TEL03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605~7607 (調査の企画に関すること)内線7609 7610

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 URL https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html



調査事業所の皆さまへ





毎月勤労統計調査とは?

厚生労働省が実施するこの調査は、労働者の雇用、給与及び労働時間について毎月の変化を明らかにするものです。また、国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。統計法では、基幹統計調査の調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられています。

また、統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されており、さらに調査の従事者には守秘義務が課せられている大切な調査です。

対象の範囲は農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務、一般公務を除く事業所です。常用労働者を5人以上雇用されている事業所については毎月、1~4人規模の事業所については年に一度調べています。

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

● 毎月勤労統計調査は、インターネットを利用して調査票データを送信できます。 是非ご利用ください。

〈オンラインでの回答や調査票の記入に関するコールセンター〉

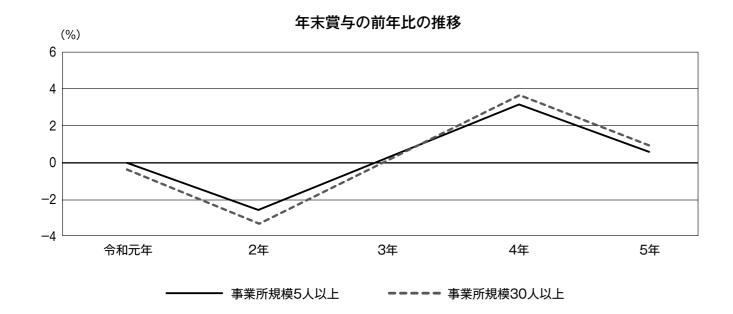
フリーダイヤル 0120 - 956 - 360

受付時間:午前9時~午後6時(土日祝日、12月29日~1月3日を除く)

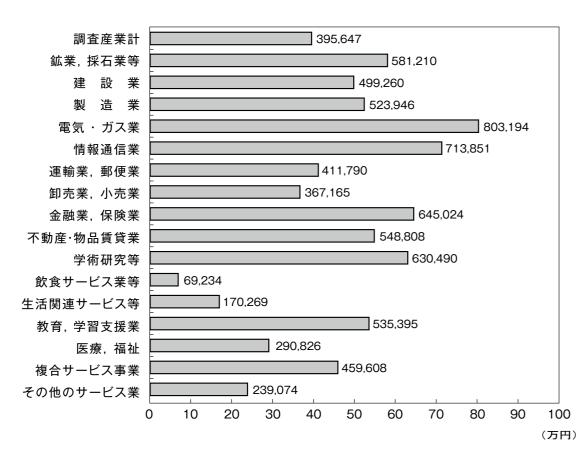
令和5年年末賞与

令和5年年末賞与(令和5年11月~令和6年1月の「特別に支払われた給与」のうち、賞与として支給された給与を特別集計したもの)は、事業所規模5人以上で前年比0.7%増の395,647円、事業所規模30人以上で前年比0.9%増の462,416円となりました。

産業別にみると、電気・ガス業が最も多く、事業所規模5人以上で803,194円となりました。



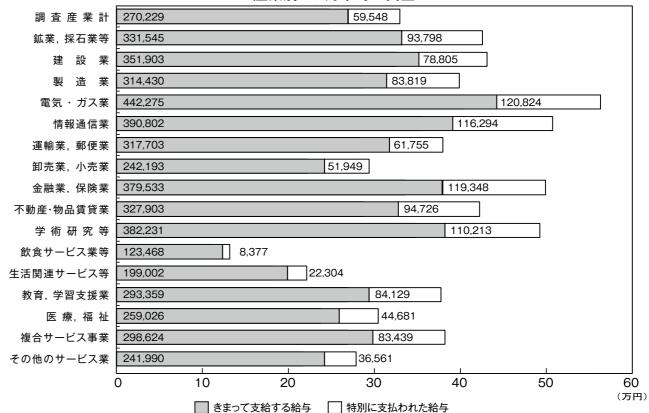
令和5年年末賞与の支給額(事業所規模5人以上)



令和5年平均結果(事業所規模5人以上)

平均月間現金給与総額(きまって支給する給与+特別に支払われた給与)は、329,777円となりました。産業別にみると、電気・ガス業が最も多く、563,099円となりました。

産業別1か月平均の賃金



平均月間総実労働時間(所定内労働時間+所定外労働時間)は、136.3時間となりました。 産業別にみると、運輸業,郵便業が最も多く、167.7時間となりました。

産業別1か月平均の労働時間

